

# 令和3年度事業報告書

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

| 事業名                 | 事業内容   |
|---------------------|--|
| 1 広報啓発活動<br>(第1号事業) | <p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催<br/>         県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第30回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。<br/>         ア 8月20日(金)、ホテルメトロポリタンにおいて開催し、関係者約100人参加<br/>         イ 表彰状授与(暴排活動功労者)<br/>           ・東北ブロック表彰：2個人<br/>           ・県表彰：13個人<br/>         ウ 感謝状贈呈(設立に大きく貢献した企業及び組織運営に貢献した役員等)<br/>           ・12企業、6個人<br/>           《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員、県民会議職員参加》</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚<br/>         ア 広報啓発活動<br/>           (ア) 路線バスを活用した広報<br/>             路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用して暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。<br/>             【ステッカー貼付】<br/>               ・対象車両：秋田中央交通バス3台<br/>                 (車内用ステッカー2台、車外用ステッカー1台)<br/>               ・貼付期間：1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日)<br/>             【車内放送】<br/>               ・対象車両：秋田中央交通バスの内、バス停「秋公園前」と「林前」の間を通過する全車両<br/>               ・放送区間：秋田中央交通バス停「秋公園前」と「林前」の間<br/>               ・放送期間：1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日)<br/>           (イ) 新聞広告による広報<br/>             新聞広告(秋田魁新聞)を掲載し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)の紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。(1回 9月)<br/>           (ロ) 他機関広報誌活用<br/>             秋田県遊技業協同組合機関誌「秋遊協会報 第178号」に「～暴力に 負けぬ勇気で つくる町～ 暴力団追放「三ない運動+1」の実践、賛助会員募集」の広告を掲載。(R4.1月)<br/>         イ 暴排資料等の作成・配布<br/>           【作成】<br/>             (ア) 全国センターだより (4月：98号 90部、7月：99号 90部 計180部)<br/>               (10月：100号 90部、1月：101号 90部、計180部)<br/>             (イ) 不当要求防止責任者教本 (4月 400部・7月 500部)<br/>             (ロ) 暴追クリアファイル (4月 1,000部)</p> |

| 事業名 | 事業内容   |
|-----|--|
|     | (エ) 公財暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (5月 2,300部)   |
|     | (オ) 暴排チラシ(三ない運動) (5月 2,000枚)   |
|     | (カ) 民暴相談のしおり<2021年版> (5月 100部)   |
|     | (キ) 暴排ポスター (6月 750部)   |
|     | (ク) 暴追マスクスタンド (7月 130個)  |
|     | (ケ) 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢 <2021年版> (6月 2,300部)  |
|     | (コ) 機関誌AOC (11月 850部)  |
|     | (サ) 暴追ボールペン (11月 1,000個)   |
|     | (シ) 暴追付箋 (11月 1,000部)  |
|     | (ス) 暴力団追放カレンダー <2022年版> (12月 850部)   |
|     | <b>【配布】</b>  |
|     | (ア) 全国センターだより<br>(関係機関団体、役員等 5月：98号58部、7月：99号58部 計116部)<br>(関係機関団体、役員等 10月：100号80部、1月：101号80部 計160部)         |
|     | (イ) 暴追クリアファイル (賛助会員等：4月～8月 741部) (各種会議等随時)   |
|     | (ロ) 暴排ポスター (関係機関団体等：(5月・6月 612枚)   |
|     | (ハ) 不当要求防止責任者教本(2020・2021年版) (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部)   |
|     | (ニ) 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢(2020・2021年版) (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部)<br>(離脱者支援協賛事業所：12月 24部)<br>(賛助会員・各種会議等 1,000部) |
|     | (ホ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (不当要求防止責任者講習：5月～12月 725部)<br>(離脱者支援協賛事業所：12月 24部)・(各種会議等随時)<br>(音楽隊コンサート11月・各種会議等 1,000部) |
|     | (ヘ) 暴排チラシ (不当要求防止責任者講習：5月～12月・725枚)<br>(地区暴力追放推進委員会：11月～12月 500枚)<br>(警察音楽隊コンサート：11月 200枚) (各種会議等随時)         |
|     | (ト) 暴追メモ帳 (地区暴追委員会：11月・12月 300部)<br>(離脱者支援協賛事業所：12月 24部) (各種会議等随時)   |
|     | (チ) 暴追マスクスタンド (県民大会・地区暴追委員会：8月・12月 110個)<br>(離脱者支援協賛事業所：12月 24個)   |
|     | (リ) 暴追ボールペン (離脱者支援協賛事業所：12月 28本) (各種会議等随時)<br>(賛助会員：H3.3月 710本)  |
|     | (ハ) 青少年を暴力団から守るためのQ&A (不当要求防止責任者講習・各種会議等随時)  |
|     | (ニ) 暴追ポケットティッシュ (地区暴追委員会・各種会議等随時)  |
|     | (ホ) イラストで見る「暴力団等に対する」基本的対応要領 (各種会議等随時)   |
|     | (セ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.48」 (賛助会員、関係機関団体、役員等：11月・850部) (地区暴追委員会：11月 41部)                                  |
|     | (ソ) 暴追ステッカー (新規入会賛助会員) (随時)  |
|     | (タ) 暴追カレンダー (役員、賛助会員、関係機関団体等：12月 750部)   |

| 事業名 | 事業内容   |
|-----|--|
|     | <p>(f) 暴力団の介入を防止するために (各種会議等随時)</p> <p>(v) 暴追除菌スプレー (各種会議等随時)</p> <p>ウ 機関紙(誌)の作成・配布</p> <p>(7) 機関紙「あきた県民会議 Joho」《相談員作成》 (219号～229号 11回)</p> <p>(4) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol. 48」<br/> <small>〈会長・副会長、役員、顧問、公安委員、暴力追放相談委員・警察関係者、賛助会員等〉</small> (11月 850部)</p> <p>エ キャンペーンへの参加<br/> 秋田拠点センター「アルベ」“きらめき広場”において開催された秋田県警主催「年末年始特別警戒出動式」に参加。<br/> 《理事長以下県民会議職員参加》(12/13)</p> <p>オ 民間自主的組織活動への支援</p> <p>(7) 民間企業へ暴力団情勢に関する資料及び暴排チラシ等を提供。 (随時)</p> <p>(4) 各地区暴力追放運動推進委員会に対して、暴排活動に必要な資料、ポスター及び暴排グッズ等を提供。 (随時)</p> <p>(2) 県・市町村暴排条例の周知徹底<br/> 責任者講習時や各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。 (通年)</p> <p>(3) 各種契約に「暴排条項」の導入を推進<br/> 責任者講習時や各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。 (通年)</p> <p>(4) ホームページの有効活用 (通年)</p> <p>ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。</p> <p>イ 主な掲載内容<br/> 県民会議主催の行事や暴排活動等を紹介するなど内容の充実を図り、タイムリーな情報提供を実施。</p> <p>(7) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示、賛助会員の募集</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習<br/> a 受講までの手続き<br/> b 開催日程・場所等</p> <p>(9) 不当要求被害防止DVDの無料貸出一覧表</p> <p>(5) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」</p> <p>(4) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況</p> <p>(4) 暴力追放功労者表彰 (全国表彰)</p> <p>(4) 機関紙「あきた県民会議 Joho」</p> <p>(5) 賛助会員の拡大</p> <p>ア 責任者講習や各種会合等でリーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等の配布による募集広報を実施。 (通年)</p> <p>イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用した募集広報を実施。 (通年)</p> <p>ウ 賛助会員数 (令和4年3月31日現在)</p> <p>(7) 賛助会員数 660企業、31個人 (807.5口)</p> <p>(4) 賛助金納入状況 642企業、30個人 (784万5,000円)<br/> (令和3年度 新規加入15.5口、退会31.5口、増額5口、減額0口)</p> |

| 事業名   | 事業内容   |
|---|--|
| 2 暴力団員等による<br>不当な行為の予防<br>に関する活動<br>(第2号事業) | (1) 不当な行為の予防に関する活動の支援<br>ア 予防活動等に関する暴排資料の提供<br>(ア) 機関紙「あきた県民会議 Joho」《専務理事作成》<br>(R3.4月～R4.3月 219号～229号 11回)<br>(イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (随時)<br>イ 不当要求被害防止DVDの貸出<br>(ア) こまち農業協同組合 (4月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>(イ) アルソック秋田株式会社 (4月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>(ウ) (株) 菱明三菱会社 (6月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>(エ) 伊藤羽州建設株式会社 (8月)<br>◇「暴力団排除～入札妨害・就労支援」<br>(オ) 大館市役所 (11月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>(カ) DOWAホールディングス株式会社 (11月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」<br>(キ) 日本防災通信協会 (12月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」<br>◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」<br>(ク) アクネス不動産株式会社 (12月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>(ケ) 秋田県信用保証協会 (12月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」<br>◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」<br>◇「事前の備えこそ 最大の防御」<br>(コ) 秋田労働基準監督署 (1月)<br>◇「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」<br>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」<br>◇「不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック」<br>ウ 不当要求被害防止DVDの活用<br>不当要求防止責任者講習において不当要求被害防止DVD<br>「不当要求・クレームへの初期対応 効果的な“必殺ワード”<br>と対策ポイント」等を活用した視聴覚教養を実施。(通年)<br>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化<br>ア 暴力追放推進委員の委嘱<br>第14期の暴力追放推進委員〔任期：令和2年4月1日～令和4<br>年3月31日〕として、県内14地区の245人を委嘱。<br>イ 活動支援金の交付<br>県内14地区の暴力追放推進委員会に活動支援金として、暴<br>力追放推進委員1人につき2,000円を交付。(6月)<br>ウ 暴力団情報・資料の提供、研修会の開催<br>(ア) 各地区にパンフレット、チラシ、暴追グッズ等を提供。<br>(イ) 全県の暴力追放推進委員を対象に県内を3ブロックに区分<br>し、各地区ごとに暴力追放推進委員研修会を開催。<br>◇県北地区 《専務理事、事務局長出席》 (11/10)<br>◇中央・由利地区 《専務理事、事務局長出席》 (11/ 9)<br>◇県南地区 《専務理事、事務局長出席》 (11/12)<br>エ 活動用キャップの製作・提供<br>各地区の効果的活動及び活性化を図り、地区ごとに活動用<br>キャップを製作し提供。(R4.3月) |

| 事業名                         | 事業内容   |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
|-----------------------------|--|----------|-------------|-----------|----------|--------------|-------------|-----------|-------------|------------|---------|----------|--|------------|---|----------|--|
|                             | <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>○ 各種会合</p> <p>(ア) 秋田県被害者支援連絡協議会総会 《事務局長対応》 (10月：書面議決)</p> <p>(イ) 弁護士会・県警組織犯罪対策課との民暴研究会 《専務理事・川口相談員出席》 (10/29)</p> <p>(ウ) 国土交通省・弁護士会・県警組織犯罪対策課との意見交換会 《専務理事出席》 (11/29)</p> <p>(エ) 司法修習生に対する講義 《専務理事出席》 (R4. 1/24)</p> <p>(オ) 秋田県ホテル・連絡施設連絡協議会 (1月：書面議決)</p>  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| <p>3 暴力相談活動<br/>(第3号事業)</p> | <p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮</p> <p>ア 暴力追放相談委員として、弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を理事長名で委嘱〔任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日〕。</p> <p>イ 常勤相談委員 1人 (警察OB)</p> <p>ウ 暴力追放相談委員として委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応</p> <p>ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による、随時無料巡回相談所を継続開設。</p> <p>イ 相談活動実施状況 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)</p> <p>(ア) 相談受案件数 128件 (前年比 -54件)</p> <p>(イ) 相談対象</p> <p>a 企業 106件</p> <p>b 行政 15件</p> <p>c その他 7件</p> <p>(ウ) 相談種別</p> <p>a 法9条各号の行為 0件</p> <p>b 縄張に係る禁止行為に関する相談 0件</p> <p>c 準暴力的要求行為の要求等に係る相談 0件</p> <p>d 離脱・勧誘・加入強要に係る相談 0件</p> <p>e 暴力団事務所等に係る相談 0件</p> <p>f 民事訴訟に係る相談 1件</p> <p>g 刑罰法令に関する相談 1件</p> <p>h 刑罰法令以外の行為 1件</p> <p>i 暴対法に関する相談 30件 (センター事業 17件、その他 13件)</p> <p>j その他の暴力関係 96件 (反社勢力に関する照会等)</p> <p>(エ) 相談内容の対象暴力団等</p> <p>a 指定暴力団 3件 (山口組・稲川会)</p> <p>b 準構成員等 0件</p> <p>c その他 125件</p> <p>(オ) 処理状況</p> <p>a 解決 126件</p> <p>b 引継ぎ 2件 (警察1件・弁護士会 1件)</p> <p>c 継続処理中 0件</p> <p>(カ) 相談者の業種別</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>a 行政 15件</td> <td>i 卸売・小売業 2件</td> </tr> <tr> <td>b 公益事業 3件</td> <td>j 産廃業 0件</td> </tr> <tr> <td>c 金融・保険業 46件</td> <td>k 農・林・漁業 0件</td> </tr> <tr> <td>d 警備業 21件</td> <td>l その他の産業 3件</td> </tr> <tr> <td>e 不動産業 22件</td> <td>m 無職 4件</td> </tr> <tr> <td>f 運輸業 0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>g サービス業 3件</td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> <tr> <td>h 建設業 2件</td> <td></td> </tr> </table> | a 行政 15件 | i 卸売・小売業 2件 | b 公益事業 3件 | j 産廃業 0件 | c 金融・保険業 46件 | k 農・林・漁業 0件 | d 警備業 21件 | l その他の産業 3件 | e 不動産業 22件 | m 無職 4件 | f 運輸業 0件 |  | g サービス業 3件 | 等 | h 建設業 2件 |  |
| a 行政 15件                    | i 卸売・小売業 2件  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| b 公益事業 3件                   | j 産廃業 0件   |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| c 金融・保険業 46件                | k 農・林・漁業 0件  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| d 警備業 21件                   | l その他の産業 3件  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| e 不動産業 22件                  | m 無職 4件  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| f 運輸業 0件                    |  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| g サービス業 3件                  | 等  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |
| h 建設業 2件                    |  |          |             |           |          |              |             |           |             |            |         |          |  |            |   |          |  |

| 事業名                                  | 事業内容  |
|--------------------------------------|---|
|                                      | <p>(3) 「暴力相談」利用の促進 (通年)</p> <p>ア ホームページによる広報の実施。 (通年)</p> <p>イ 路線バスを活用した広報<br/>路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話（フリーダイヤル）を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (通年)</p> <p>ウ 各種会合等で、資料（小冊子）、チラシ、パンフレット等を配布するとともに広報を実施。 (通年)</p> <p>エ 不当要求防止責任者講習における広報<br/>(ア) リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布及び広報を実施。 (25回 725人)</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習の会場において「巡回暴力相談所」を開設。 (18回)</p> <p>オ 他機関紙(誌)を活用した広報<br/>秋田県警察及び秋田県が発行する各種相談窓口一覧表に掲載依頼し、「暴力相談」利用の促進を図った。</p>  |
| <p>4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)</p> | <p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <p>○ 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>ア 弁護士10人、少年指導委員5人、保護司5人を暴力相談委員に委嘱し、少年相談への対応体制を構築するとともに、関係機関・団体との連携強化。 (4/1)</p> <p>イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において、関係機関・団体と情報交換。 《事務局出席》 (9/14)</p> <p>ウ 少年指導委員研修会における講話<br/>警察本部少年女性安全課と連携し、「秋田県少年指導委員研修会」において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。 《専務理事出席》 (11/4、11/18)</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <p>ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に有効活用 《事務局出席》 (9/14)</p> <p>イ 少年指導委員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。 《専務理事出席》 (11/4、11/18)</p> <p>ウ 不当要求防止責任者講習受講者の中の学校関係者（高等学校及び教育委員会職員）に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、生徒指導への活用を図るために有効活用。 《専務理事、事務局、川口相談委員出席》 (通年)</p> |
| <p>5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)</p>      | <p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動</p> <p>ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。 (通年)</p> <p>イ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年)</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化</p> <p>ア 暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所への協力要請依頼<br/>県内24の暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所に対して依頼文書を発出するとともに、秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーとともに協賛事業所を訪問し、事業所の実情把握と離脱者の雇用について理解と協力要請を実施。</p>   |

| 事業名  | 事業内容   |
|--|--|
|  | <p style="text-align: right;">《専務理事、川口相談委員訪問》（12月）</p> <p>イ 令和3年度における雇用報奨金の支給は、取扱いなし。</p> <p>(3) 離脱希望者等に対する支援<br/>令和3年度における取扱いなし。</p>  |
| <p>6 暴力団事務所<br/>使用差止請求の<br/>代行訴訟活動<br/>(第6号事業)</p> | <p>(1) 制度の周知徹底を図るための広報<br/>       ア ホームページへの掲載。(通年)<br/>       イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布による広報を実施。(通年)<br/>       ウ チラシ等の暴排資料による広報を実施。(通年)<br/>       エ リーフレット及びチラシ等に基づき、関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等において広報を実施。(通年)</p> <p>(2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動<br/>       令和3年度における暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動は、取扱いなし。</p>  |
| <p>7 不当要求防止<br/>責任者講習の実施<br/>(第7号事業)</p>           | <p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底<br/>       不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び政府指針(企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針)について解説。(25回 725人)</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進<br/>       ア ホームページ及びリーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載の上、受講促進を実施。(通年)<br/>       イ 警察本部組織犯罪対策課と連携の上、受講歴のある者、受講希望者に対する受講案内の送付。(通年)</p> <p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立<br/>       不当要求防止責任者講習では、講習資料として「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布するとともに、不当要求被害防止対応DVD等を活用しながら、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、事業所内における対応マニュアルの作成等について教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。《専務理事、事務局長、川口相談委員出席》(25回 725人)</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実<br/>       ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容<br/>       (ア) 講習実施の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実を図っている。(通年)<br/>       (イ) 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を実施。(通年)<br/>       (ウ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。(通年)<br/>       (エ) 不当要求対応DVD「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」等を活用した研修を実施。(通年)<br/>       (オ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び特殊詐欺被害事例等紹介による研修を実施。(通年)<br/>       イ 講習の実施状況(令和3年度)<br/>       (ア) 県内10会場において開催<br/>       (イ) 実施回数 25回(昨年同数)<br/>       (ウ) 講習受講者数 725人(昨年比 +89人)</p> |

| 事業名   | 事業内容  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
|---|---|------------|----------|---------------|--------------|---------------|----------|-----------|-----------|-------------|--|-----------|--|------------|--|
|   | <p>a 選任時講習 349人<br/> b 定期講習 376人<br/> (エ) 講習対象別</p> <table border="0"> <tr> <td>a 公務所 135人</td> <td>h 警備業 9人</td> </tr> <tr> <td>b 金融・保険業 220人</td> <td>i 運輸・運送業 11人</td> </tr> <tr> <td>c 建設・不動産 141人</td> <td>j 製造業 8人</td> </tr> <tr> <td>d 販売業 62人</td> <td>k その他 35人</td> </tr> <tr> <td>e サービス業 83人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f 娯楽業 10人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>g 医療機関 10人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 不当要求被害防止研修会の開催<br/> (7) 秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による「民事暴力防止研究会」<br/> 《専務理事、川口相談員出席》(10/29)<br/> (4) 国道交通省東北地方整備局、秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による検討会<br/> 《専務理事出席》(11/29)<br/> (9) 秋田弁護士会、組織犯罪対策課と県民会議による「不当要求防止責任者講習勉強会」<br/> 《川口相談員》(12/27)</p> | a 公務所 135人 | h 警備業 9人 | b 金融・保険業 220人 | i 運輸・運送業 11人 | c 建設・不動産 141人 | j 製造業 8人 | d 販売業 62人 | k その他 35人 | e サービス業 83人 |  | f 娯楽業 10人 |  | g 医療機関 10人 |  |
| a 公務所 135人  | h 警備業 9人  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| b 金融・保険業 220人   | i 運輸・運送業 11人  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| c 建設・不動産 141人   | j 製造業 8人  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| d 販売業 62人   | k その他 35人   |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| e サービス業 83人   |   |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| f 娯楽業 10人   |   |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| g 医療機関 10人  |   |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| <p>8 不当要求情報管理機関<br/> に対する援助<br/> (第8号事業)</p>            | <p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供<br/> 秋田県銀行警察連絡協議会及び秋田県証券警察連絡協議会等の関係機関と連絡を密にし、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。(通年)</p> <p>(2) 照会に対する回答(通年)<br/> 各機関・団体等からの照会に対しては、迅速的確に対応。</p>  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| <p>9 被害者の救済・<br/> 支援活動<br/> (第9号事業)</p>                 | <p>(1) 令和3年度における被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報<br/> ア ホームページへの掲載による広報を実施。(通年)<br/> イ リーフレット(「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」)、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。(通年)</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報<br/> リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報を実施。<br/> ア 犯罪被害者週間「県民のつどい」 《共催》(11/28)<br/> イ 不当要求防止責任者講習 《専務局長、川口相談員出席》(10回)</p>  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| <p>10 少年指導委員の<br/> 活動に必要な研修<br/> 等の実施<br/> (第10号事業)</p> | <p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施<br/> 警察本部少年女性安全課と連携し、秋田県少年指導委員研修会に出席し、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。《専務出席》(11/4, 11/18)</p> <p>(2) 資料配布<br/> 少年指導委員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。<br/> 《専務理事出席》(11/4, 11/18)</p>  |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |
| <p>11 調査研究活動<br/> (第11号事業)</p>                          | <p>(1) 秋田弁護士会、国土交通省東北地方整備局との連携強化<br/> 秋田弁護士会、国土交通省東北地方整備局と県民会議とによる「不当要求に関する検討会」を開催し、情報交換及び研究を実施。<br/> 《専務理事出席》(11/29)</p>   |            |          |               |              |               |          |           |           |             |  |           |  |            |  |



| 事業名    | 事業内容  |
|--------|---|
|        | <p>(2) アンケート調査の実施<br/>           不当要求防止責任者講習時に県民会議の認知度、事業に対する理解度、講習に対する要望・意見等を把握するためのアンケート調査を実施し、その集約結果を県警察、弁護士会と共有するとともに事業活動等に反映。<br/>           (通年)<br/>           (令和3年度 実施回数25回、実施対象725人、回答者724人、回答率99.8%)</p> <p>(3) 調査・資料収集活動<br/>           警察庁「口座開設支援研修」(インターネット会議)<br/>           《専務理事出席》(R4.1/13)</p>   |
| 12 その他 | <p>(1) 理事会及び評議員会の開催<br/>           ア 令和3年度理事会の開催<br/>           (ア) 第1回通常理事会 (5/7)<br/>           (イ) 第2回臨時理事会 (6/7)<br/>           (ウ) 第3回臨時理事会(書面表決) (7/12)<br/>           (エ) 第4回通常理事会 (10/25)<br/>           (オ) 第5回通常理事会 (R4.3/28)</p> <p>イ 令和3年度評議員会の開催<br/>           (ア) 定時評議員会(書面表決) (6/7)<br/>           (イ) 臨時評議員会(書面表決) (7/21)</p> <p>(2) 暴力追放功労表彰<br/>           ア 東北ブロック表彰：2個人 (8/20)<br/>           イ 県表彰：13個人 (8/20)<br/>           ウ 感謝状：11団体、6個人 (8/20)<br/>           エ 全国表彰(個人)<br/>           全国暴力追放運動中央大会〔東京都 明治記念館〕(11/25)<br/>           (ア) 暴力追放榮譽銀章 1人<br/>           (イ) 暴力追放榮譽銅章 1人</p> <p>(3) 他機関・団体との諸会合<br/>           ア 2022'四団体合同新年大祝賀会〔秋田市飲食店組合環同連合会ほか〕<br/>           《理事長出席》(R4.1/11)</p> |